本件事業の完成により、高速自動車国道第一東海自動車道（以下「第一東海自動車道」という。）と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（以下「中央道」という。）とが連絡されるとともに、供用済みの圏央道等と一体となって、神奈川県、東京都等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、神奈川県内外の連携の強化及び交流の拡大が図られることから、産業及び経済の活性化に寄与することが認められる。また、神奈川県の県央地域等における南北方向の新たな自動車専用道路として、現道が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事又は東京都知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、神奈川県区間については平成６年６月及び平成９年６月に、東京都区間については平成元年２月及び平成９年２月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁を設置することにより、環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、遮音壁の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、国際希少野生動植物種であるコアジサシ等が確認されている。このうち、オオタカについては営巣が確認されており、起業者は、専門家からなる検討会を設置し、保護対策を実施している。ハヤブサ、コアジサシ等については営巣が確認されておらず、計画路線により改変される部分は周辺の生息環境の広がりに対して小さいことなどから影響は軽微であると環境影響評価において評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等が確認されているが、起業者は、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、個体群の存続が保障されるような所要の措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち７箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は引き続き残る４箇所についても神奈川県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、第一東海自動車道と中央道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級又は第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、神奈川県区間については平成６年６月17日及び平成９年６月10日に都市計画決定され、平成20年11月28日に変更決定された都市計画と、東京都区間については平成元年３月13日及び平成９年２月24日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、神奈川県内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、神奈川県知事を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県海老名市役所、厚木市役所、同県愛甲郡愛川町役場及び相模原市緑区役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字上六倉、字諏訪東、字諏訪、字諏訪前、字大塚及び字大塚下並びに角田字下小沢、字小沢下原、字小沢上原、字小沢城坂、字小沢谷戸、字梅沢山、字小沢室久保及び字梅沢浦地内

○国土交通省告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画公園事業八・六・七号平城宮跡歴史公園

三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十一年七月二十一日付け国土交通省告示第七百六十二号の事業地のうち奈良県奈良市佐紀町地内において事業地を変更し、奈良県奈良市二条大路南三丁目地内を加える。

○環境省告示第四十五号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

なお、平成十三年三月二十三日環境省告示第十二号（行政文書の管理に関する定め及び行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定める件）は、廃止する。

平成二十三年四月八日

環境大臣　松本　龍

東京都千代田区霞が関一丁目二番二号　環境省大臣官房総務課内（情報公開閲覧室）